平成２５年（フ）第２４号
福岡県筑後市大字久富1116番地16
債務者　橋本　和也
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１３４号
長崎県長崎市下黒崎町3307番地１、旧住所千葉県松戸市根本187番地　富永マンション201号
債務者　宮本　健康
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
宮崎県都城市蓑原町2375番地１
債務者　大重　智宏
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３５号
宮城県柴田郡村田町大字村田字榎下72番地
債務者　玉田　　健
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３６号
宮城県柴田郡柴田町松ヶ越１丁目10番地13
債務者　山川　浩介
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３７号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字開発17番地
債務者　佐藤　和義
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５６号
山口県下関市稗田中町22―５　原田良太方、住民票上の住所山口県下関市彦島江の浦町６丁目12番13号
債務者　柳井　隆司
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
山口県下関市武久町２丁目３番３―201号　第２はまのビル
債務者　原山　明美
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
福岡県飯塚市長尾22番地39
債務者　形山　正人
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２４１号
大分市大字上宗方567番地の17　フォーレント宗方102
債務者　森田　賢治
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５７号
大分市三川上２丁目４番27号　平野荘105
債務者　永居　久好
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５８号
大分市賀来3950番地の２　五島海産内
債務者　横山　歳雄
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９号
富山県中新川郡立山町道源寺855番地の５、前住所富山市三室荒屋865番地１
債務者　講神　幸彦
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１号
広島県福山市千代田町２―６―30レオパレスやすらぎ110号室、住民票上の住所広島県福山市田尻町2333番地１
債務者　藤井　卓之
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０２号
広島県福山市芦田町大字福田629番地の１、住民票上の住所広島県福山市芦田町大字福田628番地
債務者　三田　栄子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４８号
山口県周南市大字鹿野上3224番地の５
債務者　柳　　利徳
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１１７５号
愛知県知多郡阿久比町大字草木字万場50番地３
債務者　梶田　敏雄
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部